

旧避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住し帰還困難区域（富岡町）の勤務先に勤務していたが、原発事故により退職および避難を余儀なくされた申立人について、就職活動を継続し2度の再就職をしたものの事故前と同水準の待遇の仕事を見つけるには至らなかったこと等を考慮して、原発事故と減収との間に因果関係を認め、事故の影響割合を3分の2として、平成27年3月分から同年11月分までの就労不能損害が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（期間の記載がある項目に関しては当該期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

就労不能に伴う損害

期 間 自平成27年3月1日 至平成27年11月30日

金 額 25万2111円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金25万2111円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年1月28日

（仲介委員 笹原直和）